

部活動に係る活動方針

1. 目的

部活動の実践を通して、個性を伸ばし、心身をきたえ、豊かな感受性や情操を育む。また、集団における社会性やコミュニケーション、良好な人間関係を構築する能力を伸長することで、社会的自立を図るための人間性を養う。

2. 設置部活動

〔体育系〕 陸上競技部、男女バスケットボール部、ソフトテニス部、サッカー部、バドミントン部、ダンス部、卓球部、剣道部（同好会）

〔文化系〕 演劇部、美術イラスト部、書道部、情報部、軽音楽部、ボランティア部、家庭科部、写真部、放送部、茶道部

3. 入退部

- （1）部活動は放課後に行う教科外の特別活動であり、入退部は生徒の自由意思に基づく。
- （2）入退部届の提出は、保護者・ホームルーム担任・顧問の承認の後、生徒支援部に提出する。

4. 活動計画

- （1）「月間活動計画」は前月末までに生徒支援部に提出する。

5. 活動時間

- （1）原則平日の午後3時30分から午後5時までとする。ただし、活動を禁止する日や期間がある。
- （2）指定時間外に活動を希望する場合、「特別活動届」を生徒支援部へ提出する。
- （3）指定時間外の活動は、始業前は、午前7時40分から午前8時30分まで、放課後は午後5時から5時30分までとする。

6. 休養日

- （1）週当たり（土・日を含む）、2日以上以上の休養日を設定する。

7. 合宿規定

- （1）目的について、部活動を充実させる教育的意義が明らかである。
- （2）生徒の実態に応じた活動で、安全が確保されている。
- （3）学校医による合宿検診を必ず受診し、参加可能と診断されたもの。
- （4）保護者の同意書を提出したもの。
- （5）実施期間は、生徒の心身及び経済面に負担がない範囲で設定する。

8. 部の新設・休・廃部

〔新設〕

下記の許可条件を満たした『同好会』は1年間、活動を行い、その活動が良好であると認められたとき、生徒総会及び校長の承認を得て許可する。

（許可条件）

- （1）顧問ができる教職員がいる。
- （2）5名程度の活動希望生徒がいる。
- （3）安全且つ経費が不当に高くないものである。
- （4）特別な場合を除き、校内で活動できる。

〔休・廃部〕

4月末の時点で登録部員が皆無か、登録部員が少なく活動を存続させることが不可能な場合は、原則としてその年度は休部とし、次年度も同じ状態が続けば廃部とする。

9. その他

〔兼部〕

部登録は一人1部を原則とするが、活動日程に支障がなく、双方の顧問の承諾があれば、一人2部を上限として登録することができる。

〔安全面への配慮〕

- （1）部顧問は、養護教諭や教育相談部長と協力し、生徒一人一人の健康状態を把握する。また、生徒が主体的に健康管理できるように指導する。
- （2）運動部における運動の負荷の設定については、生徒の健康・体力・技量や天候等の環境を考慮し、無理なく設定する。